

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	熊本市南区南高江3丁目1番66号
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 ミナミ冷設 代表取締役 南 信次
事業概要	設備工事業
配慮計画期間	平成 29 年度 ~ 平成 30 年度

事業所名	株式会社 ミナミ冷設			
所在地	熊本市南区南高江3丁目1番66号			
事業所周辺の公共交通機関の状況	産交バス 松橋線 高江町バス停から220m(上り) 産交バス 松橋線 高江町バス停から130m(下り)			
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	21 人	割合	
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	4 人	$\frac{B}{A} \times 100$	19.0 %
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	1 人	$\frac{C}{B} \times 100$	25.0 %
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容	事業所のエコ通勤の取組	具 体 的 な 取 組 の 内 容		
	<input checked="" type="checkbox"/> ノーマイカー通勤	月1~2回土曜日(雨天時を除く)のノーマイカー通勤デーの設定(平成26年6月より実施)		
	<input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)	月1回エコドライブ講習会の開催。(毎月1日の研修会に於いて)従業員にエコドライブマニュアルを配布し車内に掲示させ、実践させる。(平成26年6月より実施)		
特記事項	・マイカー通勤社員のエコドライブ講習会の受講率の目標80%達成。			

- 備考 1 □のある欄には、該当する□内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出済のエコ通勤環境配慮計画書と一致させてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、3月31日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 「温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置の内容」欄には、提出済のエコ通勤環境配慮計画書で選択した項目について、実施した措置の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために設定した目標(数値目標等)の進捗又は達成の状況等があれば、記入してください。